

山梨県農村住宅資金取扱要領

農村住宅資金については、山梨県農村住宅資金助成条例および山梨県農村住宅資金助成施行規則によるほか、この要領による。

第1 農村住宅資金の内容

1 借受者、資金の種類、貸付限度および貸付利率等

借 受 資 格 者	資金の種類	貸付限度額	貸付利率	利子補助率
①農業に従事し、かつ農業を主たる業務として営む者（以下「農業経営者」という。）	一般住宅資金	①住宅の新築に必要な資金 400万円 ②住宅の購入に必要な資金 400万円 ③住宅の増築又は改築に必要な資金 200万円		農業近代化資金の1号資金に準ずる。
①父母又は祖父母及び子又は孫と同居し、三世帯で世帯を構成している農業者 ②父母又は祖父母と同居し、夫婦で世帯を構成している農業者 ③子夫婦又は孫夫婦と同居し、世帯を構成している農業者	三世帯住宅資金	①住宅の新築、購入に必要な資金 500万円 ②住宅の購入に必要な資金 500万円 ③住宅の増築又は改築に必要な資金 300万円		
①青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第4項に規定する認定就農者であって、就農計画の認定後5年以内の者（以下「認定就農者」という。）	新規就農者住宅資金	①住宅の新築に必要な資金 400万円 ②住宅の購入に必要な資金 400万円		

第2 融資率

融資率は、事業費の80%以内とするが、実際の運用は、資金を借り入れようとする者の自己資金調達能力等を勘案のうえ、真にその者が必要とする資金の貸し付けが行われるように実情に即した貸し付けを行う。

第3 融資機関

(1) 融資機関

- ア 農業協同組合法第10条第1項第1号および第2号の事業をあわせて行う農業協同組合
- イ 山梨県信用農業協同組合連合会

第4 償還方法および据置期間

- (1) 償還方法は、各年元金均等償還とし、償還期日は毎年10月20日とする。
- (2) 据置期間は、償還期限の内枠である。

第5 資金の種類および事業費の範囲

(1) 住宅の新築に必要な資金

住宅を新築するための資金で、工事費の範囲は、建築主体工事費、附帯工事費（電気、給排水衛生工事費等）および諸雑費等で、土地購入費、整地費は含めないものとし、事業費は一般住宅および新規就農者住宅資3,000万円、三世代住宅3,500万円以内とする。

(2) 住宅の購入に必要な資金

住宅を購入する資金で、事業費の範囲は（1）に準ずる。

(3) 住宅の増築又は改築に必要な資金

既存住宅を改良するための資金で、工事費の範囲は（1）に準ずる増築又は改築の経費である。

第6 事業の目的

現在の生活様式に合致した、真に生活改善の目的が達せられる設計内容をもつもので、特に次の事項について留意するものとする。

- 1 三世代住宅については、三世代が同居するに要するものとする。

第7 借入手続

- 1 借入者は別に定める借入申込書（様式第1号）3部および農業信用基金協会（以下「協会」という。）あての債務保証委託申込書1部にそれぞれ下記の付属書類を添えて融資機関に提出する。

- (1) 経営の概要（様式第2号）ただし、認定就農者は就農計画認定書に換える
- (2) 工事設計書（一定の資格を有する者が作成した設計図面、見積書等）および見取図
- (3) 三世代住宅資金の場合にあつては、住民票全員の写し

(4) その他必要な書類

2 融資機関は、借入申し込みを受けたときは、審査のうえ融資を適当と認めるものについて下記により関係書類を関係機関に送付する。

信連	転貸資金の借入申込書（自己資金の場合は不要）	1部
	借入申込書（副）（自己資金の場合は不要）	1部
協会	債務保証意見書（債務保証を必要とする場合）	1部
	債務保証委託申込書（債務保証を必要とする場合）	1部
	住民票全員の写（副）	1部
農務事務所	借入申込書（副）	1部
	住民票全員の写（三世帯住宅資金の場合）	1部

第8 利子補給承認申請書の受理期限

農務事務所における利子補給承認申請書の受理期限は、第1次5月20日、第2次7月20日、第3次9月20日、第4次11月20日、第5次2月20日までとする。

第9 審査

1 融資機関における審査は、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 借入者が真に必要としている農村住宅の新築、購入、増築又は改築であるか。
- (2) 借入資格の要件を備えているか。
- (3) 事業の内容、資金計画、貸付金額、償還計画等について適格性、妥当性があるか。
- (4) 事業実施についての意欲および能力はどうか。

2 農務事務所における審査および取り扱い

農務事務所は、第3の2により申請のあった農村住宅資金利子補助承認申請書を前各号により内容を審査し、必要に応じて現地審査を実施する。

3 農務事務所は、審査の結果利子補助承認を行うことが適当と認めるときは利子補助承認申請書の写しを県へ送付する。

第10 利子補助の承認および貸し付けの実行

1 県は、各機関の審査がいずれも適当と認められたものについて電算処理し、農村住宅資金利子補助承諾書を農務事務所へ送付する。

2 農務事務所は、利子補助承諾書を融資機関に交付する。

3 前項により利子補助承諾書の交付を受けた融資機関は、借入申込者に通知するとともに、交付を受けた日から3ヶ月以内に貸し付けを実行する。

4 融資機関は前項による貸付実行後7日以内に農村住宅資金貸付実行報告書（規則第1号様式）を県に提出する。

5 融資機関は1により利子補助承諾書の交付を受けてから3ヶ月経過してなお貸し付けを行わない場合は、その理由を県に報告する。

6 融資機関は2により貸し付けた資金の払い出しにあたっては、貸付金が目的外に使用されることを防止するため証拠書類（請求書、領収書等）を確認のうえ、事業

の進捗状況に応じて貸付金の払い出しを行い、融資率を超える融資がされないよう適切なる資金の規正に努める。

- 7 関係書類、貸付台帳、別段貯金台帳等には、農村住宅資金であることを明記するとともに、資金種類、保証年度等必要事項を記載し、承認年度別に整理しておくこと。

第11 利子補助金の申請および交付

- 1 農協が利子補助金を申請しようとするときは、毎年次の時期に農村住宅資金利子補助金交付申請書(規則第2号様式)に同内訳表を添え農務事務所へ2部提出する。

利子補助期間 1月1日～12月31日

利子補助金交付申請書提出期限 1月中

- 2 前号の申請書を受理した農務事務所は、内容を審査し適当と認めたときは1部県に進達する。
- 3 県は前号の進達に基づき、申請書を受理した日の属する月の翌月中に利子補助金を交付する。

第12 その他

- 1 融資機関は、貸付対象の建造物について必ず建物更正共済又はそのたの保険に附するよう指導すること。
- 2 原資が信連の場合又は共済連の場合、転貸資金の借入申込書にその判別を明確にすること。
- 3 毎年融資枠を設定し、農務事務所ごとに枠配分するので、農務事務所は融資枠の範囲内で利子補助承認を行うものとする。
- 4 その他必要な事項については、その都度通知する。

附 則

本要領は平成10年8月31日以降に利子補助の承認をする資金から適用する。

農村住宅資金借入申込書

平成 年 月 日

農業協同組合 御中

ふりがな _____
 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____ (印)

下記のとおり 一般住宅
三世帯住宅
新規就農者住宅 資金を借りたいので申し込みます。

借入申込金額	¥	据置期間	平成 年 月 日				
保証を受けようとする金額 (借入債務の $\frac{1}{100}$)	¥	最終償還期限	平成 年 月 日				
借入金の使途		元金の償還方法	元金均等による	第1回 ¥			
借り受けようとする時期	平成 年 月 日			第2回以降 ¥			
保証人又は担保							
事とする事業を必要理由							
事業計画	事業種類	規模	事業費	着工取得の時期			
				着工 平成 月 日 取得 平成 月 日			
資金計画	所要資金	資金調達					
		この借入金	その他借入金	補助金	自己資金		
	¥	¥	¥	¥			
償還計画	年間償還計画	償還財源 (最近1カ年の粗収入)					
		米麦	果樹	そ葉	畜産物	養蚕	兼業
	元金 ¥	万円	万円	万円	万円	万円	万円
	利息 ¥						

- 注 (1) 「資金計画欄」中「その他借入金」については借入先、借入時期、「補助金」については交付機関名とその金額、「自己資金」については現金、夫役、手持、資材別にその金額を記入すること。
 (2) 「年間償還金額欄」については、元利金額が最高の年について記入すること。
 (3) 添付書類は、経営の概要、見積書及び設計書。
 (4) 資金の種類のうち不要なものは削除すること。

経営の概要

住所		氏名		(年 月 日生)		棟		m		頭		台		
経営規模	田	a	農用施設	倉庫		家畜	乳牛		動力農具	耕転機		台		
	畑			蚕室			役員用牛			脱穀機				
	樹園地	桑園			作業所			馬			噴霧機			
		果樹園					牛舎						豚	
	採草放牧地			山林	豚舎					にわとり	採卵			
					鶏舎			種鶏					乗用車	
家族	氏名		年齢	続柄	職業	農外収入	農外収入の内容		区分	金額				
	(1)			本人					農業収入	万円				
	(2)								農業収入(兼業収入)					
	(3)								その他収入					
	(4)								収入計					
	(5)								農業支出					
	(6)								農外支出					
	(7)								家計支出					
	(8)								支出計					
(9)								差引余剰						
雇用労働						常備	人	臨時	人	延日	農業近代化資金			
資産の状況									万円			用途		
									農業経営改善資金					
									自作農資金					
宅地	m ²		採草	a		借入金	長期の資金	農協						
田	a		山林	a					その他					
畑	a		その他	a				短期		農協				
樹園地	a		住居	a					その他					
			農用施設	棟	m ²									
			以外の建物											